

植樹柵への花植え届出書

年 月 日

(宛先) 佐倉市長

住 所
届出者 氏 名 ⑩
連絡先

下記のとおり、関係図書を添えて佐倉市道の植樹柵への花植えを届け出ます。
なお、植樹柵への花植えにあたっては、裏面の条件について全て同意します。

団体名 (人数)	(人) ※原則 3 人以上
期間	～
場所	※位置図添付
代表者氏名	
概要	(植えようとする花の種類と数量を記載すること)

団体名簿 (申請者名簿)

氏名	住所	連絡先

(代表者とその他 2 名については、連絡先まで記載すること)

その他提出資料：位置図、花植えをする場所の詳細図・写真

(裏面へ続く)

※条件

- ・花植えの場所は、佐倉市道の植樹枠のうち、原則として申請者の自宅の前の低木等が植栽されていない植樹枠とする。
- ・植えることのできる花は一年生の花とし、次の花（植物）を植えることは不可とする。
 - ①多年生植物 ②背の高くなる植物（高さが概ね 30cm 以上に成長するものは不可とする。） ③トゲや毒のある植物 ④野菜などの食べられる植物 ⑤種などが飛散する植物
- ・花は地面に直接植えること。（植木鉢などの使用は不可とする。）
- ・柵やブロックなどは設置しないこと。
- ・花植えが完了した際には、速やかに完了状況のわかる写真を提出すること。
- ・歩行者や車両通行に影響を与えないよう、常に良好な管理に努め、花植え後の除草・清掃は申請者により適宜行うこと。
- ・届出のあった花の植え付け、維持管理、及び花植え後の除草・清掃に要する一切の費用は申請者が負担すること。
- ・事故等が発生した場合は、代表者及び申請者の責任により処理すること。
- ・適切な管理がされていない場合や、交通支障となっている場合等は、市の判断で届出のあった花を撤去する場合がある。
- ・道路管理者等の作業により届出のあった花に損害があった場合や、市の判断で花が撤去された場合について、異議を申し立てないこと。
- ・内容に変更が生じる場合には、事前にその旨を連絡すること。（活動中止・休止等含む）
- ・その他疑義が生じた場合には、速やかに協議すること。

以上